

令和 7 年 1 月 2 1 日

あきる野市長

中 嶋 博 幸 殿

あきる野市特別職報酬等審議会

会長 松 村 博 文

あきる野市議会議員の議員報酬の額について（答申）

令和 6 年 9 月 2 7 日付けで諮問のあったこのことについて、別紙のとおり答申します。

はじめに

本審議会は、令和6年9月27日、あきる野市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、あきる野市長からあきる野市議会議員の議員報酬の額について諮問を受けた。本審議会は、事務局から提供のあった資料等に基づき慎重に審議を重ねた結果、市議会議員、副議長、委員長及び議員の報酬の額は以下のとおりとするのが望ましいとの結論に達した。

1 答 申

(1) 議員報酬の額

あきる野市議会議員の報酬額については、全ての役職について3.98%引上げ、次のとおり改定するものとする。(千円未満四捨五入)

区分	現行(月額)	答申(月額)	改定額
議 長	510,000 円	530,000 円	20,000 円
副議長	456,000 円	474,000 円	18,000 円
常任委員長	441,000 円	459,000 円	18,000 円
議会運営委員長	441,000 円	459,000 円	18,000 円
議 員	433,000 円	450,000 円	17,000 円

(2) 改定時期

改定の実施時期については、令和7年4月1日とすることが適当である。

2 答申に当たっての考え方及び審議会における意見

(1) 答申に当たっての考え方

平成7年に旧秋川市と旧五日市町が合併しあきる野市が誕生して以降、議員報酬についての特別職報酬等審議会での審議は一度も行われてこなかった現状を踏まえ、市議会議員に求められる職務や職責を考慮しながら、都内26市や、人口・産業構造が同規模である全国の類似団体などの報酬等の状況、昨今の社会経済情勢などの諸情勢並びに当市の財政状況などについて、各資料をもとに多角的に審議を行った。

まず、他団体との比較に関して全国の類似団体の議員報酬及び都内26市の額を本市の現状の額と比較したところ、全国の類似団体(一般市Ⅱ-3)の中では平均的水準にあるものの、都内26市の中では最低水準にあることが確認できた。賃金構造基本統計調査(厚生労働省)では東京都の賃金は最も高い状況にあることや、多摩地域の連続性・

一体性を踏まえた均衡の観点から、都内の類似団体である 9 団体間で比較することが望ましいと考える。

次に、社会経済情勢に関しては、消費者物価指数の推移を見ると、直近 3 年間で急激に物価が上昇していることや、賃金については、人手不足などへの対応として初任給の引上げや基本給のベースアップなどが多くの企業で実施されていることを確認できた。また、人事院勧告や東京都人事委員会の勧告からも推察されるように、全国的に給与水準が上がっていく時代を迎えており、議員の報酬についても、職員給与と同様に「情勢適応の原則」及び「均衡の原則」という考え方が必要である。

最後に、地方分権が進み、地方議会の果たすべき意思決定の役割と責任は増していると考えられる中、全国的な傾向でもある議員のなり手不足は、本市においても懸念すべき点である。多様化する市民の意見を集約し、バランス感覚を持って行政へ反映させる重要な役割を担っている市議会議員には、限られた財源や人財の中で複雑化する課題を解決するための政策形成能力を持っていることが期待されている。そのためには、専門議員が増加している現状を考慮すると、報酬額を引上げることで、若者や女性、会社員など多様な人材に市議会へ参画を促すための一助となることを期待し、引上げの結論に至った。

議員の報酬額の引上げ額については、国の人事院勧告や東京都人事委員会勧告における民間賃金調査の結果を反映した市の一般職給料表の改定率を参考とし、今後議員の任期毎に報酬等審議会が開催されることを期待し、過去 4 年間（令和 3 年度から令和 6 年度まで）の一般職給料表の改定率 3.98%、金額にして 17,000 円を引上げることが相当との結論に至った。

なお、議長、副議長、常任委員長及び議会運営委員長の報酬額については、本市の議員との報酬差額を本市を除く都内 25 市の報酬平均差額と比べた場合、その差が相当程度少ない現状があることから、各職務の職責を踏まえたメリハリのある報酬額とすることから、全ての役職について一律 3.98%の率で引上げることとし、結果として現在の差額を拡大すべきとの結論に至った。

(2) 委員からの主な意見は次のとおりである。

ア 「公共的団体等の代表者」から寄せられた意見

- ・ 議員の活動は多面的であり、単純に議会活動だけを比較して判断することはできない。

- ・ 職員の給与等の改定状況では、人事院勧告及び東京都人事委員会勧告を踏まえた一般職職員の給与改定、会計年度任用職員や各行政委員会委員の報酬額の改定についてそれぞれ引き上げられている現状があり、均衡を図る視点も大事である。（「学識経験を有する者」からも同意見あり）
- ・ 同じくらいの財政規模のところがどのくらいのレベルで報酬や給料を支払っているか比べて、均衡するということが大事である。（「学識経験を有する者」からも同意見あり）
- ・ 議会の権能は行政を監視する機能であり、議員の資質は行政運営に重要である。また、議員の人材確保というのも大きな課題である。
- ・ 女性目線での意見として、市民や議員を問わず、子育てや生活をしながら与えられた職責を全うしていくためには、それなりの金額が報酬としてあるべきである。

イ 「学識経験を有する者」から寄せられた意見

- ・ 議員報酬の性質に生活給の要素は無いとしても、専業として議員活動を行っている方も多いのが現状である。
- ・ 今、全国のほとんどの自治体が交付団体なのでお金が足りない状況でやってるといのはどこも同じであるが、財政力を見るというのは大事である。

ウ 「市民公募の委員」から寄せられた意見

- ・ 東京都内で給食費の無償化を行っていないのは、あきる野市だけだと聞いた。議員報酬の額を上げるより下げてもらい、その代わりに給食費を安くしてもらいたい。
- ・ 議員の期末手当の月数に職員の勤勉手当相当の月数を含んで準拠しているのは納得できない。
- ・ 期末手当の算定に当たって、報酬月額に20%を乗じて得た額を基礎額としているが、平成2年度に人事院勧告等を踏まえ職員に導入した制度を、そのまま議員にも導入したことには制度導入時から反対している。
- ・ 一般の市民目線から話をすると、物価が上がったから報酬額を引き上げるということではなく、あきる野市の財政力に対して報酬額を決定しているということの方が納得できる。

なお、全委員から30年ぶりに報酬額を見直し増額させることとなるが、このことを受けて、財政状況や人口減少を踏まえた適正な議員定数についても協議すべきではないかとの意見あり。

3 その他（附帯意見）

- （１） 今回の答申は、議員報酬を増額するものであり、その財政的な負担は８００万円程度と見込まれ、議員１人分の人件費に相当する金額である。議員報酬を増額するに当たっては、本市の財政状況等を鑑み、議員定数の削減を視野に入れ、議会においてあきる野市議会基本条例の規定に基づき調査検討が行われることを強く期待するとともに、引き続き様々な議会改革の推進に取り組んで行かれることを望む。

- （２） 議員の期末手当の取扱いについて

ア 議員の期末手当の支給月数について

議員の期末手当の支給月数について、本市では、一般職の期末・勤勉手当の改定状況を踏まえ、市長が改正議案を提出し、見直しを行ってきている。

このことについて、本審議会としては、都内自治体でも同様の取扱いとしている事例が多いことを確認しており、議員の期末手当の支給月数を一般職に準拠するという現在の考え方を尊重する。今後も、人事院勧告等を踏まえた支給月数の改定を審議するためだけに特別職報酬等審議会を開催するのではなく、次回以降に開催される審議会において、改めてその考え方を議論することが望ましいと考える。

イ 議員の期末手当算出における加算措置について

議員の期末手当算出において報酬月額にその月額の２０％を加算している措置については、平成２年度の人事院勧告等の内容や、都内他団体の状況、全国の類似団体の状況等を確認した。

都内他団体では、一律２０％の額を乗じて基礎額としていることや、既に制度導入から３０年以上を経過していること等を踏まえ、現時点において加算率を見直すことは、本答申の報酬月額の引上げの趣旨に合わず、適切でないと考える。

- （３） 市長におかれては、市議会議員の報酬の額について、今後も社会情勢及び都内２６市等の動向等を的確に反映するため、議員の任期を踏まえ、４年に１度は本審議会に諮問いただくことを望む。

【別 表】

回	開催日	審議内容
第1回	令和6年9月27日	1 委員の任命 2 会長の互選及び職務代理者の指定 会長 松村 博文 職務代理 森田 勝 3 審議事項の諮問 4 審議 (会議の進め方、諮問内容について、資料説明、 論点整理等)
第2回	令和6年11月5日	1 報告（前回議事の確認、追加資料の説明） 2 審議（報酬の額について、改定時期について等）
第3回	令和6年12月17日	1 報告（前回議事の確認、追加資料の説明等） 2 審議（答申、附帯意見について）

【検討資料】

- 1 あきる野市特別職報酬等審議会条例
- 2 令和5年度 東京都26市の概要
- 3 令和5年度 類似団体の概要
- 4 特別職及び議員の年間給与及び報酬総額の状況
- 5 一般職と常勤特別職給与比較
- 6 職員支給手当一覧
- 7 職員平均年齢推移
- 8 一般職給料のラスパイレス指数推移
- 9 東京都26市市議会概要
- 10 市議会の動き
- 11 定例会中の会議開催状況
- 12 本会議の開会状況及び種別議決件数
- 13 委員会の開会状況
- 14 委員会の審査状況
- 15 請願・陳情の委員会別審査件数

- 16 議案等の種類別議決件数
- 17 議員報酬の沿革等
- 18 消費者物価指数
- 19 令和6年 人事院勧告・報告の概要
- 20 令和4年度あきる野市の財政（財政白書）

【追加資料】

- 1 あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- 2 あきる野市議会 会議及び用語の解説
- 3 議員の報酬等について
- 4 あきる野市議会役職一覧
- 5 秋川市議会会議録
- 6 特別職（常勤）給与費単価
- 7 納税義務者当たり住民税所得割額

【追加資料（2）】

- 1 （訂正資料）議員の報酬等について
- 2 平成2年人事院勧告（国）（一部抜粋）
- 3 平成2年東京都人事委員会勧告（一部抜粋）
- 4 令和6年東京都人事委員会勧告（概要）
- 5 議会・議員について（質問に対する回答）
- 6 東京都内市町村の地域手当について
- 7 あきる野市職員の期末・勤勉手当の支給に関する規則
- 8 東京都26市の所得割非課税対象者数
- 9 令和4年度決算状況（決算カード）

【追加資料（3）】

- 1 答申に記載予定の項目について
- 2 議員の年収試算について
- 3 一般会計歳出決算額に占める議員人件費について